

日本では2016年にマイナンバー制度が導入された。マイナンバー（個人番号）は1人に一つの12桁の番号である。日本におけるマイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する次の記述ア～オのうちには妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ア. マイナンバー（個人番号）は、日本に住民票を有する者のうち希望者に限って通知しており、通知を希望する者は申請する必要がある。
- イ. マイナンバー制度の下でも、個人情報とは特定の共通データベースに集約して一元管理しているわけではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、国税の情報は税務署といったように分散して管理している。
- ウ. 住民票の写しなどの各種証明書をコンビニエンスストア等で取得できるサービスが導入されている。このサービスを利用する上で必要なのはマイナンバーであり、マイナンバーカードは必要ない。
- エ. マイナンバーカードを取得して一定の手続を経た者を対象とし、キャッシュレス決済に利用できる「マイナポイント」を国が付与する事業が実施された。
- オ. マイナンバーカードの利用範囲が広がっている。マイナンバーカードは、2020年に運転免許証との一体化が実現していたが、さらに2021年1月には、健康保険証としても利用できるようにする仕組みの本格運用が始まった。

- 1. ア, ウ
- 2. ア, エ
- 3. イ, エ
- 4. イ, オ
- 5. ウ, オ